

インフルエンザ・コロナウイルス感染症の出席停止期間

インフルエンザの場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症 発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能	
発症 発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症 発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

この期間が、発症して最短の出席停止期間となる

☆ インフルエンザは、「発症から5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日を経過するまで」出席停止となる（学校保健安全法第19条で定められている学校感染症第2種に分類される）



新型コロナウイルス感染症の場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症 発熱	症状あり	症状軽快 1日目				登校可能		
発症 発熱	症状あり	症状あり	症状軽快 1日目			登校可能		
発症 発熱	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快 1日目		登校可能		
発症 発熱	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快 1日目	登校可能		
発症 発熱	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快 1日目	登校可能	
発症 発熱	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快 1日目	登校可能

この期間が、発症して最短の出席停止期間となる

☆ 新型コロナウイルス感染症は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となる（学校保健安全法第19条 令和5年5月8日より施行）

△ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す

△ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する

△ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してのマスクの着用を推奨する

